

平成30年度
米子市非常勤職員採用試験
受験案内

○保育士

平成30年 4月 4日
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	勤務地
保育士	2名程度	米子市内の公立保育園に勤務し、保育業務に従事します。

【受付期間】

平成30年4月4日（水）～平成30年4月17日（火）

- ・土曜日、日曜日及び休日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、4月17日必着とします。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
平成30年4月22日（日） （受付時間）13:30～13:50	米子市役所本庁舎4階 401会議室 （米子市加茂町一丁目1番地） ※くわしくは、応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
保育士	2名程度	米子市内の公立保育園に勤務し、人権同和教育の推進・家庭支援業務及び担任不在時間の保育業務を行います。 (早番・遅番勤務もあります)

2 受験資格

試験区分	資格
保育士	児童福祉法に基づく保育士登録を受けている方（平成30年5月31日までに登録見込の方を含む。）

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 被成年後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
平成30年4月22日（日） (受付時間) 13:30 ~ 13:50	米子市役所本庁舎4階 401会議室 (米子市加茂町一丁目1番地) ※くわしくは、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	—

○ 作文試験と面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、作文試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

5 申込み受付期間

4月4日（水）から4月17日（火）まで

- ・土曜日、日曜日及び休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・提出書類を福祉保健部こども未来局子育て支援課（本庁舎1階）へ持参してください。
- ・郵送による申込みの場合は、4月17日必着とします。

6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 ・受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記載のうえ提出してください。 ・受験申込書には、写真を貼付してください。
申込先	米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課 （本庁舎1階） 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 (0859)23-5135 ・提出書類を子育て支援課へ持参してください。 [郵送で申し込む場合] ・封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。
受験票の交付	・申込者には、後日郵送で受験票を送付しますが、4月19日までに到着しないときは福祉保健部こども未来局子育て支援課にお問い合わせください。

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課にお尋ねください。

7 合格発表

区 分	発表時期	発表の方法
合格者	平成30年4月下旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

(注) 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

○この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示対象者	開示の内容	開示の期間	開示場所
受験者本人	試験の得点及び順位	結果発表の日から 1か月間	福祉保健部こども未来局 子育て支援課 (本庁1階)

(注) 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおこしください。その際、運転免許証等により受験者本人であることが確認できるものを持参ください。

8 採用予定日・勤務条件

区分	内容
採用予定日	平成30年6月1日
報酬	報酬は、月額132,800円です。 このほかに通勤手当、期末手当の諸手当相当の報酬がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 1日の勤務時間は、午前7時から午後7時までの間で1日につき7時間45分以内が割り振られます。土曜日に勤務が割振られる場合があります。
任用期間	任用期間は、平成31年3月31日までです。 採用時に65歳以上の場合、採用日の属する年度末までを任用期間とします。 任用期間を更新する場合は、勤続2年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮のうえ決定します。 ただし、任用期間中に65歳に達する場合、任用期間は、当該65歳に達した日の属する年度の末日までとします。
その他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○地方公務員法が適用されるため、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。

○採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。